

調達要求番号：6NM51A00040

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
飛行場地区ボイラー燃料タンク清掃役務		第31号	
		防衛大臣承認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 5 月 1 2 日
		変 更	令和 8 年 月 日
		作成部隊等名	霞目駐屯地業務隊管理科

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊霞目駐屯地において実施する「飛行場地区ボイラー燃料タンク清掃役務」について適用する。

2 実施場所

仙台市若林区霞目1丁目1番1号 陸上自衛隊霞目駐屯地（詳細は別紙第1による）

3 役務概要

地上式円筒立型重油燃料タンク清掃及び非破壊検査（30kl）1基

4 一般事項

- (1) 本役務地区は危険物に関する政令による「屋外タンク貯蔵所」として許可を受け、規制を受けている地域であり、次の規制等を守り、特に引火爆発発生事故を起こさせぬよう作業するものとする。
 - ア 消防関係規則等（消防法、危険物取扱に関する政令規制）
 - イ 労働安全衛生関係規則
 - ウ その他関係規則
- (2) 本役務の現場代理人または主任技術者のうち1名は甲種または乙種危険物取扱者の資格を有し、関係市町村等に提出をしたもので、十分な経験と技術を有するものをあてるものとする。
- (3) 本役務に使用する照明器具、電気関係機材等は全て防爆型のものとし、電気工作物規定等に準拠し安全なものを使用するものとする。
- (4) 電気関係以外の諸工具、機材等は衝撃または転倒等により火花が発生しないもので、工具等に非磁性製品を使用するものとする。
- (5) 作業開始前及び作業中随時安全を確認し、作業時は必ずタンク外に監視者を配置し安全を確認しながら作業するものとする。
- (6) 本仕様書、図面に特に記載事項がなくとも技術的に当然なすべきことは積極的に実施すること。
- (7) 本役務は本仕様書及び図面に準拠し実施するものとする。また本仕様書に明記なき事項であっても当然実施すべき事項は請負者の負担において実施するものとする。
- (8) 使用する器材等については、すべて請負者において準備する。
- (9) 仕様書の内容に相違がある場合は、官側担当者と協議をするものとし、軽微なものについては官側担当者の指示によるものとする。
- (10) 使用する作業車については、事前に報告をし、必要な手続きを行うこと。

- (11) 請負者は、現場管理人を指名し関係法令に従って現場の管理にあたらせ、作業の監督及び火災・盗難等の災害防止に注意させる。
- (12) 各作業毎着手前・中・完了後、隠ぺいされる箇所、主要な進行段階の状況等、その他監督官の指示する場所を撮影し、写真台帳へまとめ提出する。
- (13) 本作業に際し、車両運行に影響のある場所については事前に監督官と調整すること。

6 特記事項

- (1) パイプ・マンホールの取り外しについては、フレキシブルパイプ接合部を取り外し、メクラフランジで密閉すること。
- (2) 残油は作業箇所に隣接するタンクに移送するほか、スラッジは発火、有毒性を考慮し鋼製密閉容器（請負者準備）に移送し、請負者によって場外処分する。（残油量は6.94KL 見込む。）
なお、残油とスラッジの判定は官側の指示に従い行うものとする。
- (3) ガスは強制排気し、ガス排気後タンク内・外のガス検知を行うものとする。
- (4) 内壁全般及び支柱等を高圧洗浄機（圧力70kg/cm²以上、600/分以上の噴射）を用いて入念に錆を落とした後、洗浄用薬品（油処理剤等）を用いて、完全に洗浄を行うものとする。
- (5) 廃水・スラッジ処理については、請負者において場外処分するものとする。
- (6) タンク内部は、洗浄、排水した後ウエス等で完全に抜き取り、完全に乾燥させるものとする。
- (7) マンホール等は、耐油性パッキン（テフロンパッキン）及びステンレスボルトを新品と交換し貯油可能な状態に復元する。
- (8) 本役務に伴い発生した塗膜剥離部分は、外部：シールペイント、内部：エポキシ樹脂塗装を用いて補修するものとする。
- (9) 請負者は、役務完了後に検査官の検査を受ける。
- (10) 本役務上の欠陥による不具合及び作業中の事故・災害は、全て請負者の責任とする。
- (11) 本役務に伴い、諸施設等の汚染又は損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。
- (12) 本役務において疑義が生じた場合は、全て監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (13) 諸官庁等への届け出及び手続等は、全て請負者が行うものとし、またそれにかかる負担もすべて請負者が負担するものとする。

7 非破壊検査点検内容

- (1) 目視検査
- (2) 板厚測定
- (3) 磁粉損傷検査
- (4) 真空漏洩検査
- (5) 底板形状測定
- (6) 沈下測定
- (7) その他必要と思われる点検

9 工程及び検査

本役務は、次に示す工程毎に監督官（必要に応じ検査官）に立ち合いを求め、工程検査に合格した後でなければ、次の工程へ進んではならない。

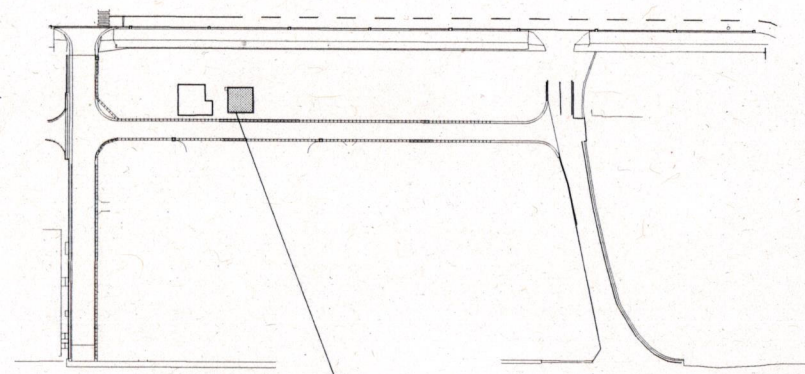
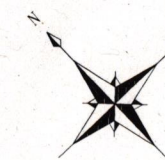
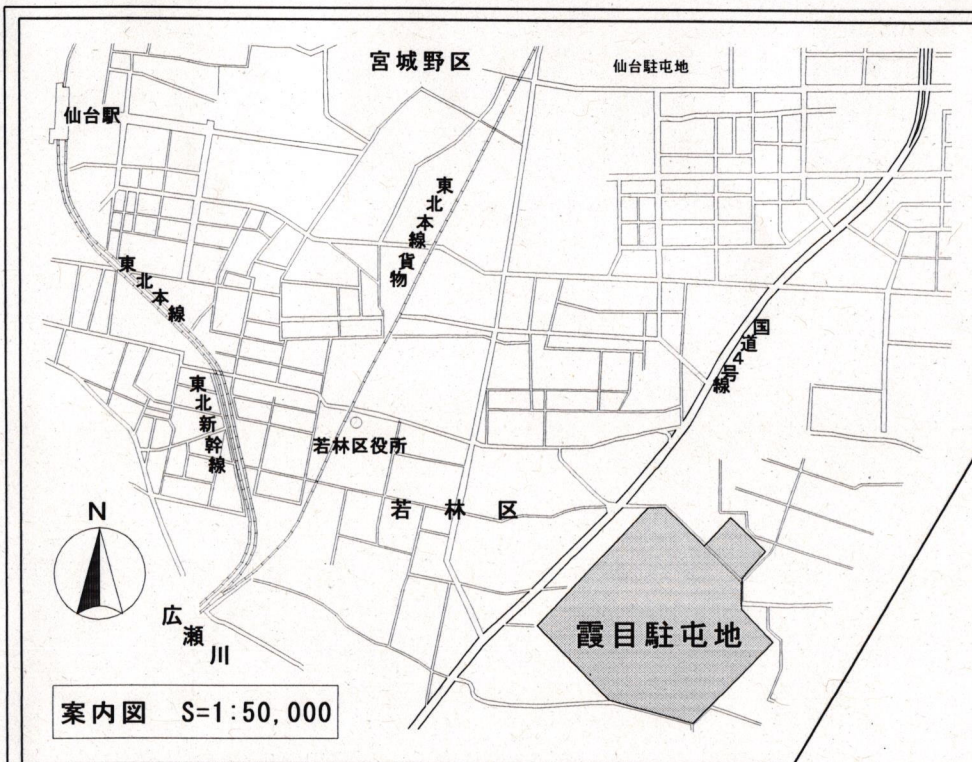
- (1) 油抜き取り時
- (2) ガス抜き取り時
- (3) 洗浄完了時
- (4) 抜き取り及び下地処理時
- (5) 開放検査（非破壊検査）完了時
- (6) 補修前準備完了時
- (7) 全作業完了時（役務完了検査）

10 提出書類

提出書類は別紙第2による。

11 その他

役務にあたり現地確認にて詳細な採寸等を実施すること。また、条件に合致した役務を実施するために監督官等と綿密に打合せすること。なお、交換に必要な作業は全て含むものとし、規格は同等品以上とする。

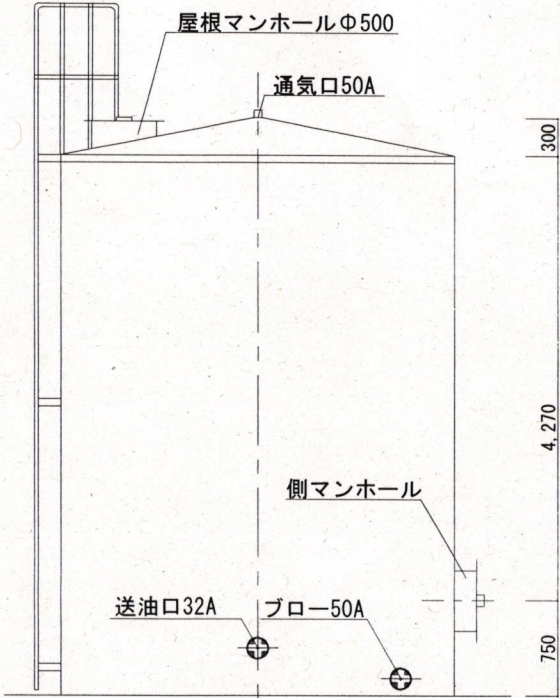


勤務場所：飛行場地区燃料タンク

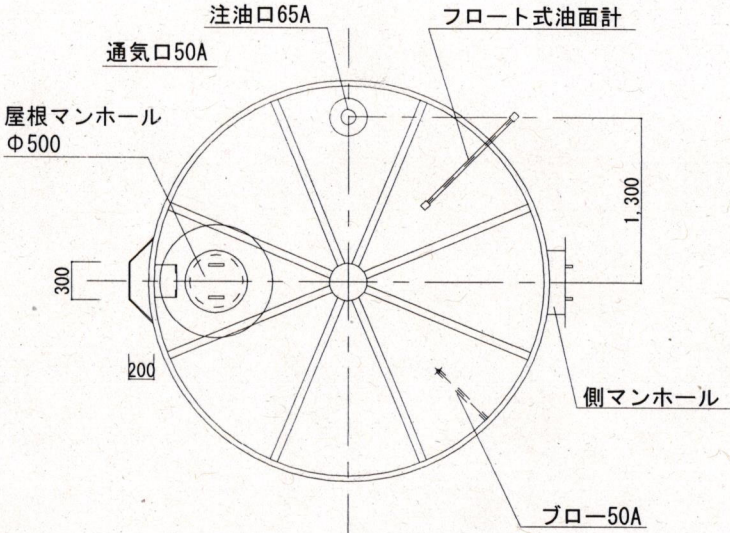
配置図 S=1:2000

件名	飛行場地区ボイラー燃料タンク清掃勤務	図番	1	2
図名	案内図・配置図	縮尺		
陸上自衛隊霞目駐屯地業務隊				令和8年4月

飛行場地区燃料タンク詳細図



タンク立面図 S=1/60



タンク平面図 S=1/60

地上式貯油タンク (30KL)				
タンク寸法	内 径	3,100mm	内 容 物	A重油
	高 さ	4,270mm	予定残油量	2,500L

役 務 名 称	飛行場地区ボイラー燃料タンク清掃役務	図面 番号	2 / 2
図 面 名 称	タンク詳細図	縮 尺	1 / 60
陸上自衛隊霞目駐屯地業務隊		令和8年5月	

提出書類一覧表

書類名	部数	様式	提出期日（厳守）	備考
役務着手届	1 部	別示	受注後速やかに提出	
現場代理人指名通知書	1 部	別示	受注後速やかに提出	
下請負者設定等通知書	1 部	別示	契約後速やかに	下請負者がいない場合は不要
工程表	1 部	任意	受注後速やかに提出	
作業日報	1 部	別示	点検ごとに作成し 速やかに提出	
材料検査願	1 部	別示	材料搬入時	日付毎提出
出荷証明書	1 部	任意	材料搬入時	
打合簿	1 部	別示	監督官の指示による	日付毎提出
役務完了届	1 部	別示	完了検査時	
作業写真	1 部	任意	点検ごとに作成し 速やかに提出	
報告書	1 部	任意	点検ごとに作成し 速やかに提出	
その他			監督官の指示による。	

なお、いずれの書類も提出期限厳守とする。また、本役務は、現場終了後、各種書類の提出をもって完了とするので提出期限は確実に厳守すること。

※提出書類の細部は、霞目駐屯地業務隊管理科営繕班（内線 3 7 3）に問い合わせ願います。

調達要求番号：6NM51A00041

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
		第 3 2 号
飛行場地区ボイラー燃料タンク防食補修	防衛大臣承認	令和 8 年 月 日
	作 成	令和 8 年 5 月 1 2 日
	変 更	令和 8 年 月 日
	作成部隊等名	霞目駐屯地業務隊管理科

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊霞目駐屯地において実施する「飛行場地区ボイラー燃料タンク防食補修」について適用する。

2 実施場所

仙台市若林区霞目1丁目1番1号 陸上自衛隊霞目駐屯地（詳細は別紙第1による）

3 補修概要

地上式円筒立型重油燃料タンク防食補修及び非破壊検査（30kl）1基

4 一般事項

- (1) 本補修地区は危険物に関する政令による「屋外タンク貯蔵所」として許可を受け、規制を受けている地域であり、次の規制等を守り、特に引火爆発発生事故を起こさせぬよう作業するものとする。
 - ア 消防関係規則等（消防法、危険物取扱に関する政令規制）
 - イ 労働安全衛生関係規則
 - ウ その他関係規則
- (2) 本補修の現場代理人または主任技術者のうち1名は甲種または乙種危険物取扱者の資格を有し、関係市町村等に提出をしたもので、十分な経験と技術を有するものをあてるものとする。
- (3) 本補修に使用する照明器具、電気関係機材等は全て防爆型のものとし、電気工作物規定等に準拠し安全なものを使用するものとする。
- (4) 電気関係以外の諸工具、機材等は衝撃または転倒等により火花が発生しないもので、工具等に非磁性製品を使用するものとする。
- (5) 作業開始前及び作業中随時安全を確認し、作業時は必ずタンク外に監視者を配置し安全を確認しながら作業するものとする。
- (6) 本仕様書、図面に特に記載事項がなくとも技術的に当然なすべきことは積極的に実施すること。
- (7) 本補修は本仕様書及び図面に準拠し実施するものとする。また本仕様書に明記なき事項であっても当然実施すべき事項は請負者の負担において実施するものとする。
- (8) 使用する器材等については、すべて請負者において準備する。
- (9) 仕様書の内容に相違がある場合は、官側担当者と協議をするものとし、軽微なものについては官側担当者の指示によるものとする。
- (10) 使用する作業車については、事前に報告をし、必要な手続きを行うこと。

- (11) 請負者は、現場管理人を指名し関係法令に従って現場の管理にあたらせ、作業の監督及び火災・盗難等の災害防止に注意させる。
- (12) 各作業毎着手前・中・完了後、隠ぺいされる箇所、主要な進行段階の状況等、その他監督官の指示する場所を撮影し、写真台帳へまとめ提出する。
- (13) 本作業に際し、車両運行に影響のある場所については事前に監督官と調整すること。

6 特記事項

- (1) パイプ・マンホールの取り外しについては、フレキシブルパイプ接合部を取り外し、メクラフランジで密閉すること。
- (2) 残油は作業箇所に隣接するタンクに移送するほか、スラッジは発火、有毒性を考慮し鋼製密閉容器（請負者準備）に移送し、請負者によって場外処分する。
 なお、残油とスラッジの判定は官側の指示に従い行うものとする。
- (3) ガスは強制排気し、ガス排気後タンク内・外のガス検知を行うものとする。
- (4) 内壁全般及び支柱等を高圧洗浄機（圧力 70kg/cm²以上、600/分以上の噴射）を用いて入念に錆を落とした後、洗浄用薬品（油処理剤等）を用いて、完全に洗浄を行うものとする。
- (5) 廃水・スラッジ処理については、請負者において場外処分するものとする。
- (6) タンク内部は、洗浄、排水した後ウエス等で完全に抜き取り、完全に乾燥させるものとする。
- (7) マンホール等は、耐油性パッキン（テフロンパッキン）及びステンレスボルトを新品と交換し貯油可能な状態に復元する。
- (8) 本補修に伴い発生した塗膜剥離部分は、外部：シールペイント、内部：エポキシ樹脂塗装を用いて補修するものとする。
- (9) 請負者は、役務完了後に検査官の検査を受ける。
- (10) 本補修上の欠陥による不具合及び作業中の事故・災害は、全て請負者の責任とする。
- (11) 本補修に伴い、諸施設等の汚染又は損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。
- (12) 本補修において疑義が生じた場合は、全て監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (13) 諸官庁等への届け出及び手続等は、全て請負者が行うものとし、またそれにかかる負担もすべて請負者が負担するものとする。

7 非破壊検査点検内容

- (1) 目視検査
- (2) 板厚測定
- (3) 磁粉損傷検査
- (4) 真空漏洩検査
- (5) 底板形状測定
- (6) 沈下測定
- (7) その他必要と思われる点検

9 工程及び検査

本補修は、次に示す工程毎に監督官（必要に応じ検査官）に立ち合いを求め、工程検査に合格した後でなければ、次の工程へ進んではならない。

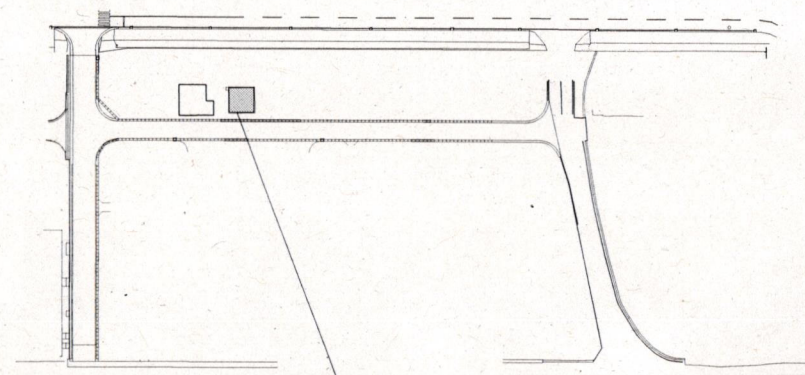
- (1) 補修前非破壊検査
- (2) 補修前準備完了時
- (3) 底板防食補修
- (4) 補修後非破壊検査
- (5) 全作業完了時（役務完了検査）

10. 提出書類

提出書類は別紙第2による。

11 その他

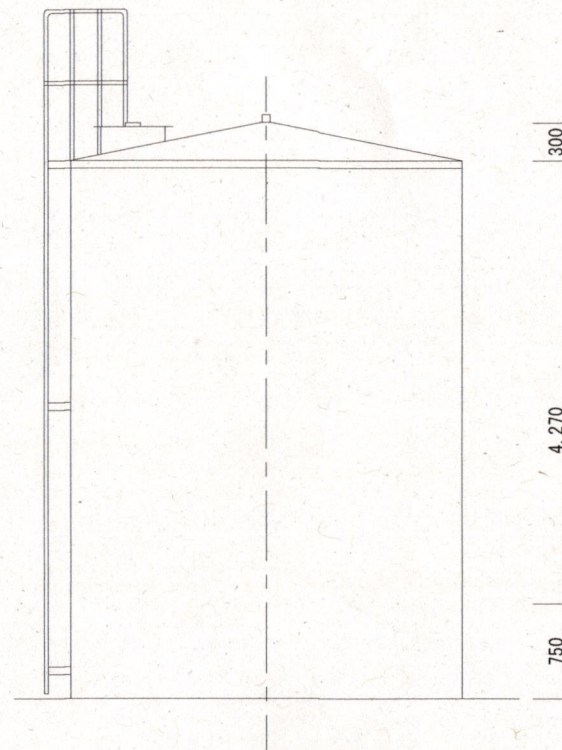
補修にあたり現地確認にて詳細な採寸等を実施すること。また、条件に合致した補修を実施するために監督官等と綿密に打合せすること。なお、交換に必要な作業は全て含むものとし、規格は同等品以上とする。



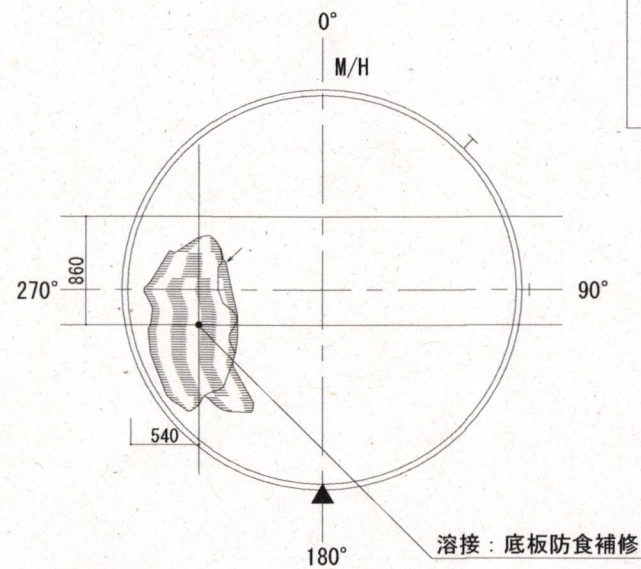
補修場所：飛行場地区燃料タンク

配置図 S=1:2000

件名	飛行場地区ボイラー燃料タンク防食補修	図面番号	1/2
図名	案内図・配置図	縮尺	
陸上自衛隊霞目駐屯地業務隊			令和8年4月



タンク立面図 S=1/60



タンク平面図 S=1/60

仕様一覧表

溶接補修範囲700mm×1250mm
 近傍肉厚=5.6mm
 最大腐食深さ=0.8mm
 残存肉厚=4.8mm

凡例

-  底板防食補修範囲
- M/H マンホール
-  側板1段目溶接線

役 名 称	飛行場地区ボイラー燃料タンク防食補修	図面 番号	2
図 面 名 称	立面図・平面図	縮 尺	1/60
陸上自衛隊霞目駐屯地業務隊		令和8年5月	

提出書類一覧表

書類名	部数	様式	提出期日（厳守）	備考
役務着手届	1 部	別示	受注後速やかに提出	
現場代理人指名通知書	1 部	別示	受注後速やかに提出	
下請負者設定等通知書	1 部	別示	契約後速やかに	下請負者がいない場合は不要
工程表	1 部	任意	受注後速やかに提出	
作業日報	1 部	別示	点検ごとに作成し 速やかに提出	
材料検査願	1 部	別示	材料搬入時	日付毎提出
出荷証明書	1 部	任意	材料搬入時	
打合簿	1 部	別示	監督官の指示による	日付毎提出
役務完了届	1 部	別示	完了検査時	
作業写真	1 部	任意	点検ごとに作成し 速やかに提出	
報告書	1 部	任意	点検ごとに作成し 速やかに提出	
その他			監督官の指示による。	

なお、いずれの書類も提出期限厳守とする。また、本役務は、現場終了後、各種書類の提出をもって完了とするので提出期限は確実に厳守すること。

※提出書類の細部は、霞目駐屯地業務隊管理科営繕班（内線 3 7 3）に問い合わせ願います。